

## 中部運輸局自動車技術安全部

平成23年6月20日

連絡先 中部運輸局自動車技術安全部  
整備課 中川、正治  
Tel. 052-952-8042

## ペーパー車検を行った指定自動車整備事業者を取消処分

三重県内の指定自動車整備事業者に対し、下記のとおり道路運送車両法の違反行為により認証及び指定の取消などの行政処分を行いました。

また、ペーパー車検にかかわった、同市の認証工場2工場についても、併せて自動車分解整備事業の停止の行政処分を行います。

今後とも自動車整備事業者に対する指導・監督に努めて参ります。

## 記

## 1 違反の経緯

三重県内下記、指定自動車整備事業者に対し、ペーパー車検の疑いがあったため、三重運輸支局は監査を実施するとともに警察に情報提供を行った結果、当該事業者は、平成22年8月に逮捕され、同年12月に5台の車両について、ペーパー車検を行ったことによる、有罪判決が確定しました。

また、点検・整備及び検査を行わずに不正に保安基準適合証を交付し、自動車検査証の有効期間を更新していた37台の車両について事実確認ができたため、道路運送車両法の違反行為により認証及び指定の取消しなどの行政処分に至りました。

## 2 指定自動車整備事業者(事業場)の名称

有限会社西川自動車整備工場(三重県松阪市)

## 3 不利益処分の内容

指定自動車整備事業の指定の取消  
自動車検査員の解任命令  
自動車分解整備事業の認証の取消

## 4 違反条項

- (1) 道路運送車両法第91条第1項違反
- (2) 道路運送車両法第91条の3違反
- (3) 道路運送車両法第94条の5第1項違反
- (4) 道路運送車両法第94条の5第4項違反
- (5) 道路運送車両法第94条の6第1項違反

## 5 違反の概要

- (1) 点検整備及び検査を行わないで保安基準適合証に証明し、継続検査の手続を行う、いわゆるペーパー車検を行った。
- (2) 他の事業場で点検整備を行った車両の検査のみを行った。